



平成28年3月3日

各 位

会 社 名 日本道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 宣男
(コード番号：1884 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 清水 知己
(TEL. 03-3571-4891)

独占禁止法違反容疑による起訴について

当社および当社関係者は、平成28年2月29日、東京地方検察庁から東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方裁判所に起訴され、3月3日に起訴状を受領しました。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、下記の通り、更に法令順守の徹底を図るとともに、役職員一同、一日も早く皆様からの信頼を回復するよう努めてまいります。

記

独占禁止法順守の徹底について

当社は、昨年1月に公正取引委員会による立入調査を受けてからこれまでの間、関係当局による捜査等に全面的に協力するとともに、以下のとおり独占禁止法順守に係わる社内調査、社内体制の見直し、教育研修活動に努めてまいりました。また、今後につきましても、更に独占禁止法その他の関係法令を順守した事業活動の推進に向け、全社をあげて取り組んでまいります。

1. 社内調査

平成27年3月に、当社から独立した公正中立な検証及び調査を行うため外部の専門家に委託し、独占禁止法に関わる事項等について、全国の営業活動に係る可能性のある職員に対しアンケート調査を実施するとともに、また、同時に全国の営業責任者等に対するヒアリングによって営業活動の状況を確認いたしました。

2. 社内体制の見直し

同業者との接触は原則禁止とし、やむを得ず同業者と同席する諸会・行事等に出席する際は、事前に報告する制度を構築しました。また、全国において適正入札がおこなわれるよう、本社においてこれをモニタリングすることとしました。併せて、今年度新設いたしました業務リスク管理ラインによるコンプライアンス体制の強化を図るとともに、従来の内部通報窓口に加え、経営陣から独立した監査役直通窓口を設置し、独占禁止法違反等に関わる監視、

牽制機能を強化いたしました。

また、社外取締役、弁護士、コンサルタントによる合同会議を発足させ、今後の取組に対しての専門的な支援体制を整えました。

3. 教育研修活動

平成27年2月から10月にかけて、外部の専門家に委託し、部門別、階層別に「独占禁止法順守講習会」を実施しました。また、独占禁止法順守に関するハンドブック「独占禁止法順守の手引」と、当社グループの独占禁止法順守基本方針を列記した携帯用カードを作成し役職員全員に配付しました。さらに、平成27年11月には、映像教材「なぜ！ナニ！独占禁止法」を作成して全所属に配付し、これらを利用した「独占禁止法順守勉強会」を全事業所の全職員に対し実施しました。

4. 今後の取組

独占禁止法順守体制を更に徹底すべく、外部の専門家による提言を踏まえて、社内体制の再構築、全役職員に対する継続的コンプライアンス教育研修活動、定期的な人事異動、公共入札に関わる意思決定プロセスの透明性確保等について検討を行い、かかる事態が二度と起きることのないよう鋭意取り組んでまいります。

以 上